

第 29 回 緊急時対策指針検討会 議事録

1. 開催日時 平成 25 年 10 月 24 日 (木) 13:10~16:40

2. 開催場所 日本電気協会 4 階 A 会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

出席委員: 岩崎主査(関西電力), 山本 (日本原子力研究開発機構), 沼田 (日本原子力発電), 武蔵 (北海道電力), (計 4 名)

代理委員: 井上 (東京電力・海野副主査代理), 打越(四国電力・青野代理), 山田 (北陸電力・石櫃代理), 門馬 (東北電力・工藤代理), 伊藤 (中部電力・三澤代理), 森本 (中国電力・神田代理) (計 5 名)

常時参加者: 高井(原子力安全推進協会) (計 1 名)

オブザーバ: 椎名 (日本原子力研究開発機構), 君和田 (電源開発) (計 5 名)

事務局: 芝 (日本電気協会) (計 1 名)

4. 配付資料

資料 29-1 第 26 回緊急時対策指針検討会議事録(案)

資料 29-2 JEAG4102 改定について

資料 29-3 JEAG4102 指針改正前後比較表

資料 29-4 EAL の設定方法 (たたき台)

参考資料-1 緊急時対策指針検討会名簿

(1) 定足数確認等

主査による代理出席者 5 名及びオブザーバ 2 名の承認後, 事務局より, 出席委員が代理出席者 5 名を含め, 委員総数 11 名中 10 名出席で会議招集の定足数 (委員総数の 2/3 の 7 名) を満たしているとの報告があった。

事務局より, 以下の通り, 委員の変更及び常時参加者の退任の紹介があった。正式な委員就任は, 次回分科会で行う。

北陸電力 石櫃委員→山田委員候補, 中部電力 三澤委員→伊藤委員候補
常時参加者の森谷氏 (東京電力) の退任

(2) 前回議事録の確認

事務局より, 資料 29-1 に基づき, 前回議事録案について説明があった。

シビアアクシデント教育訓練について詳細に記載してはとのコメントがあったが, 案通りで了承された。

(3) 緊急時対策指針 (JEAG4102) の改定について

主査より, 資料 29-2, 29-3 に基づき, 6 月の規格委員会で報告したものの見直し (29-2) 及び指針の改定案 (29-3) について説明があった。スケジュールについては, 半年ほど遅れることで見直している。

なお, 資料 29-3 の規格案の左の欄 (改正理由) は全て記載していない。EAL については, 付属資料とした。

JEAG の章立て等を、災害対策指針に合わせるか原災法（省令）に合わせるかは、解説または言葉の定義に入れて明確にする方向で検討することとなった。

本日の内容を受けて、修正版を各委員に送るので、全体像を見て、各社、11月15日（金）までにコメントすることとなった。

（主な質疑。コメント）

○資料 29-2

・表の JEAG の名称を「原子力発電所の原子力防災指針」と名称変更しないとはどのような意味か。

→2010年版の原子力規格委員会審議の指摘で出たコメントを反映している。

・⑦福島の教訓を全面に出す必要はないのか、国会事故調査の提言については、緊急時指針に反映する必要はないか、重要であると感じる。

→優先順位で番号を付けているわけではない、福島事故の反映は、①⑥で反映しており、このままでいいと思う。ご指摘は重要あり、貴重な意見だと思うので考慮したい。

○資料 29-3

・P3で「原子力防災会議」を定義しているが、事業者が「原子力防災会議」と関わりあるのか、本文に書かれていないのなら、削除しては。

→本文に記載がないようであれば削除の方向で検討する。

・関連指針類から、「(1)原子力施設等の防災対策について」(防災指針)を削除しているが、本 JEAG は、防災指針そのものを受けて作成しているのではないかと思うので、入れる必要はないのか。

・少なくとも新しい災害対策指針は入れるべきと考える。

→防災基本計画とリンクするものであり、重要視しており、引用については、入れる方向で検討する。なお、旧防災指針と防災対策指針（防災基本計画と同じ位置づけ）は異なる。

（資料 29-2 の記載が分り難いので修正する。）告示されると思うので、関係法規に入れる方向で検討する。

・本 JEAG の章立てを変えると、事業者が提出する防災業務計画資料と整合が取れないのでは。対策指針と原災法で章立て（記載）が異なっておりどちらに合わせるのか難しい。

（3章の予防対策の項目が特に）

・JEAG の目的には、原災法に基づきと書かれているが。

→省令、法令用語に合わせないと説明が難しいが、災害対策指針も守る必要がある。何を優先するかではあるが、事業者は JEAG に合わせ防災業務計画を作成するので重要であると考え。今後検討したい。

・法令と、災害対策指針が違っており、定義で読み替えを作っては。

→難しいと思うが、それも含めて検討したい。

・30km の起点の定義は難しい。（排気塔か敷地境界か）

→町ではなくて都道府県の境界との距離の計算に必要であり、どちらの定義も実際に使われているが、一般的に、境界から境界までが距離である。（現状通りであり問題ない）

・p8 の解説の読み替え適用は、必要かどうか再検討する。

・3.3 の防災組織で、福島事故を受けて体制は3層（トラブル）から設置するのではないか。

→ここでは、深層防護の各層の独立性を重視し、入れるかどうかは、考え方の違い（哲学の問題）であり、3層から入れることは必須ではないと考える。トラブルの延長か、緊急事態かは、考え方の違いである。緊急時対応かトラブル対応かは事業者により異なる。

- ・ p17 支援拠点施設を書くのであれば、最新のものに変えてほしい。
- ・ p19 防災会議は、平時の会議であり、災害時の連携組織としては適切ではないのでは
→防災会議は、緊急時には名前（対策本部）を変えて設置するので、削除する方向で見直す。
 - ・ 指定行政機関に含まれるのか
→会議は含まれないが、国関係の組織は含まれるので消しても問題ない。
 - ・ テレビ会議の録画は要検討事項である。
→検討する。
 - ・ 教育訓練は、福島事故を受けて変える必要はないのか。資料 29-2-1 の P9 は 2(12)③の JANSI ガイドラインは削除しては。
→アクションは必要である、入れるかどうかは、検討する。案があれば出してほしい。
 - ・ JANSI のガイドラインとの整合がとってほしい。受け皿にないものがある。
 - ・ シビアアクシデントの教育訓練を入れている事業者もあり、含めては。
→シビアアクシデントマネージメントが、深層防護の何処に入るかによるので、位置づけの考え方だと思う。決めの問題だと思う。
 - ・ 応急措置はシビアアクシデントマネージメントではないか、本文では読みにくい。
→活動に関する知識のことと考える。
 - ・ それで読めるか疑問である。訓練の裏返し教育であるので入れておくべきでは。
→保安規定側（原災法側）で受けている事業者もあり、グレーな事項である、要検討事項である。
 - ・ 本 JEAG は、最低限のことだけを書くのか、内容については、これに引きずられる。
→指針はガイドであるので、参考にすればいいので、できる限り多くのことを書くのが適切ではないか。守ることだけを書くのであれば規程（コード）になってしまう。より前向きな姿勢で記載している。
 - ・ JEAG に書かれていることは、外部から見たら要求事項になるのではないかと懸念があるが。
→現在運用中であるが、その様に見られていることはないと思う。前向きに記載したい。
 - ・ p45 の点検項目の対向試験は通話確認の意味で書いている、誤解を生むので削除する。
 - ・ 指針の改定状況は国（規制側）に情報として伝わるのか。
→分科会以上には規制当局が常時参加者として参加しているので、情報は伝わると考える。
 - ・ p54 で SE の番号を入れているが、省令との絡みがわからない。省令の番号を入れるのか。
→未定である、国の解説に入ると思う。

(4) EAL の設定方法について

主査より、資料 29-4 に基づき、EAL の設定方法について説明があった。

（主な質疑。コメント）

- ・ 災害対策指針の事態という言葉は使用していないのか
→事業者が認識している事象という言葉で記載している。

(5) その他

次回、開催日程については、12月20日に開催する方向で調整することとした。

以上